

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和 8 年 1 月改訂（平成 2 3 年 1 月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、南区内公園樹その他保守管理業務（その1）（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 本業務の実施区域は、別紙位置図のとおりとする。
- 3 作業週報（本市所定の様式）は、必ず作業前に提出すること。また、道路上で作業を行う際は、道路使用許可書（写し）を発注者に提出し、業務の実施にあたっては道路交通法を遵守すること。なお、未提出での作業を行った場合は、作業中止等の措置を行うことがある。
- 4 本業務の実施に当たっては、契約書中に示された作業実施時期に基づき契約後に作成・提出する実施工程表のとおり実施すること。なお、実施工程表は、発注者に提出する実施計画書に添付すること。ただし、天候、地元要望等により、やむを得ず各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、実施計画書を変更するものとする。
- 5 留意事項
 - (1) 処分
せん定枝葉については、原則として以下のように処分することとするが、諸事情により以下の処分先における処分が困難である場合は、他の処分先への搬入に関して発注者と協議した上で、その結果に従い適正に処分すること。
なお、それぞれ、処分先及び処分量の集計表、処分伝票の写しを提出すること。また、発注者が求める場合は、処分伝票の原本を提示すること。
 - ア 高木せん定枝葉
産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬入すること。
 - イ 中低木をせん定した枝葉及び除草作業により刈り取った草
広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
 - (2) 除草
樹木の周囲や中低木の中の除草は、樹木を傷つけないよう動力草刈機を用いないこととし、地際から手抜きによる抜根除草を行うとともに実生苗の除去も行うこと。
- 6 本業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者（造園工事に限る。）を現場責任者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）として配置すること。
- 7 職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）は、せん定作業中常時、作業又は現場において適正なせん定を行うようせん定方法等の指導にあたること。
なお、せん定作業中においては、造園技能士であることが確認できるよう名札等を着用する

こと。

- 8 業務実施中は、必ず作業中である旨を示す看板を掲げること。また、看板は出来るだけ、歩行者等から見やすい位置に配置すること。
- 9 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者（下請け作業については下請業者）の会社名を表示すること。
- 10 早朝・夜間（8時から17時までの時間帯以外）や休日（官公庁の休日）に作業する場合は、事前に業務打合せ簿を提出し、発注者の承諾を得ること。
ただし、原則として日曜日・祝日の作業は認めない。
- 11 報告事項
 - (1) 受注者は、契約後直ちに、また、必要に応じて標準仕様書で指示する書類を提出すること。
 - (2) 受注者は、支払内訳書で示す各区分の作業内容完了後14日以内（閉庁日含む。）に、所定の業務実施報告書に作業日誌及び作業記録写真帳を添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。なお、作業日誌は、次の事項が確認できるものとすること。
 - ① 業務名 ② 作業日 ③ 天候 ④ 就労人数 ⑤ 現場責任者
 - ⑥ 作業日に現場に配置した有資格者 ⑦ 作業数量
- 12 本特記仕様書に定められていない事項は、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。

業務委託設計書

設計	検算	検算	照合	課長補佐	課長
----	----	----	----	------	----

第	号																				
令和	8	会計	一般会計	款	土木	項	公園墓園	目	公園墓園維持	所属	南区維持管理課	設計	8.3	提出	8.3	業務委託	請負	一般競争入札			
委託金額		金		円		業務名				南区内公園樹その他保守管理業務（その1）		履行場所		南区上東雲町ほか		履行期間		日開		契約締結の日から令和8年12月18日まで	
<p>施行理由</p> <p>本業務は、公園樹その他の樹木等の適正な育成を図るための保守管理を行うものである。</p>																					
設計概要										<p style="text-align: center;">樹木せん定・除草 一式</p>											

委託金額 金	業務名 南区内公園樹その他保守管理業務(その1)
-----------	-----------------------------

(甲) 内 訳

工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	適 要
樹木せん定・除草			式	1.000			第 1 号明細表
処分費			式	1.000			第 2 号明細表
						()	(内数)処分費
直接業務費計							
						()	(内数)処分費
共通仮設費							
共通仮設費(率分)			式	1.000			
共通仮設費計							
純業務費							
現場管理費			式	1.000			
業務原価							

第 1 号

樹木せん定・除草

明 細 表

内 訳							
工 種・名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	適 要
樹木せん定	高木基本せん定 C=60cm以上120cm未満	高生垣(シラカシ)	本	18,000			第10302号公園共通代価表
樹木せん定	カイズカイブキ H=250cm未満		本	10,000			第10204号公園共通代価表
樹木せん定	フジ	夏季	m ²	387,000			第10208号公園共通代価表
樹木せん定	フジ	冬季	m ²	387,000			第10209号公園共通代価表
樹木せん定	低木寄植	1回目	m ²	9,267,000			第10101号公園共通代価表
樹木せん定	低木寄植	2回目	m ²	2,189,000			第10102号公園共通代価表
樹木せん定	中木寄植 H=60cm以上150cm未満	1回目	m ²	1,782,000			第10103号公園共通代価表
樹木せん定	中木寄植 H=60cm以上150cm未満	2回目	m ²	617,000			第10104号公園共通代価表
樹木せん定	中木円筒形 H=100cm以上200cm未満	1回目	本	42,000			第10107号公園共通代価表
樹木せん定	中木円筒形 H=100cm以上200cm未満	2回目	本	1,000			第10107号公園共通代価表を1/3した単価
樹木せん定	中木円筒形 H=200cm以上300cm未満	1回目	本	41,000			第10108号公園共通代価表
樹木せん定	中木円筒形 H=200cm以上300cm未満	2回目	本	1,000			第10108号公園共通代価表を1/3した単価
樹木せん定	生垣 H=150cm未満	1回目	m	240,000			第10211号公園共通代価表
樹木せん定	生垣 H=150cm未満	2回目	m	40,000			第10211号公園共通代価表を1/3した単価
樹木せん定	生垣 H=150cm以上300cm未満	1回目	m	834,000			第10212号公園共通代価表
樹木せん定	生垣 H=150cm以上300cm未満	2回目	m	276,000			第10212号公園共通代価表を1/3した単価
除草	手抜き	年3回	m ²	34,275,000			第40101号公園共通代価表
除草	機械除草 (ハンドガイト式+肩掛式)	年3回	m ²	48,039,000			第40202号公園共通代価表
除草	機械除草(肩掛式)	年3回	m ²	921,000			第40201号公園共通代価表
計							

南区内公園樹その他保守管理業務（その1）

(1/3)

公園名	樹木せん定														除草		除草(機械)		備考	
	高木 基本せん定 高生垣 (本)	カイカ イブキ H=250cm未満 (本)	フジ 年2回 (1回当り) (m)	低木寄植 年1回 (1回当り) (m)	低木寄植 年2回 (1回当り) (m)	中木寄植 H=60cm以上 150cm未満 年1回 (1回当り) (m)	中木寄植 H=60cm以上 150cm未満 年2回 (1回当り) (m)	中木円筒形 H=100cm以上 200cm未満 年1回 (1回当り) (本)	中木円筒形 H=100cm以上 200cm未満 年2回 (1回当り) (本)	中木円筒形 H=200cm以上 300cm未満 年1回 (1回当り) (本)	中木円筒形 H=200cm以上 300cm未満 年2回 (1回当り) (本)	生垣 H=150cm未満 年1回 (1回当り) (m)	生垣 H=150cm未満 年2回 (1回当り) (m)	生垣 H=150cm以上 300cm未満 年1回 (1回当り) (m)	生垣 H=150cm以上 300cm未満 年2回 (1回当り) (m)	手抜き 年3回 (1回当り) (m)	ハンドタイプ式 +肩掛式 年3回 (1回当り) (m)	肩掛式 年3回 (1回当り) (m)		
1	青崎第一公園				8	25						46				32	200			
2	阿弥陀公園				2							22				2	50	120		
3	堀越公園				72	65										137				
4	大州公園			18	25		3			5				5		28	4,000			
5	大州第一公園			24		71	2	7		1					12	79	2,700			
6	大州第二公園				217	1		1								219	100			
7	南蟹屋公園			71	1		18					11		15		19				
8	東雲第一公園			72	49		3									52	100			
9	東雲第二公園			63	2			2	3	3						4				
10	東雲本町公園				4	2		9							60	14				
11	松川公園			40	81	70		188								339				
12	西蟹屋第一公園	18			96	30					1				56	126	240			
13	西蟹屋第二公園				6											6	50			
14	東雲第三公園				17		1			1		62				18	300			
15	洋光台第一公園			30	71		12		27	1						5	579	87		
16	洋光台第三公園			30	149		16			24						165	80			
17	刈崎公園				552	44	5	6				59				606	4,140	100		
18	比治山下公園				399	420	112	7						235		938	170			
19	出汐第一公園				48											48				
20	段原南第五公園				62								23			85				
小計		18		348	1,853	711	197	219	31		35	1	200	23	255	128	2,922	12,709	307	

南区内公園樹その他保守管理業務（その1）

(2/3)

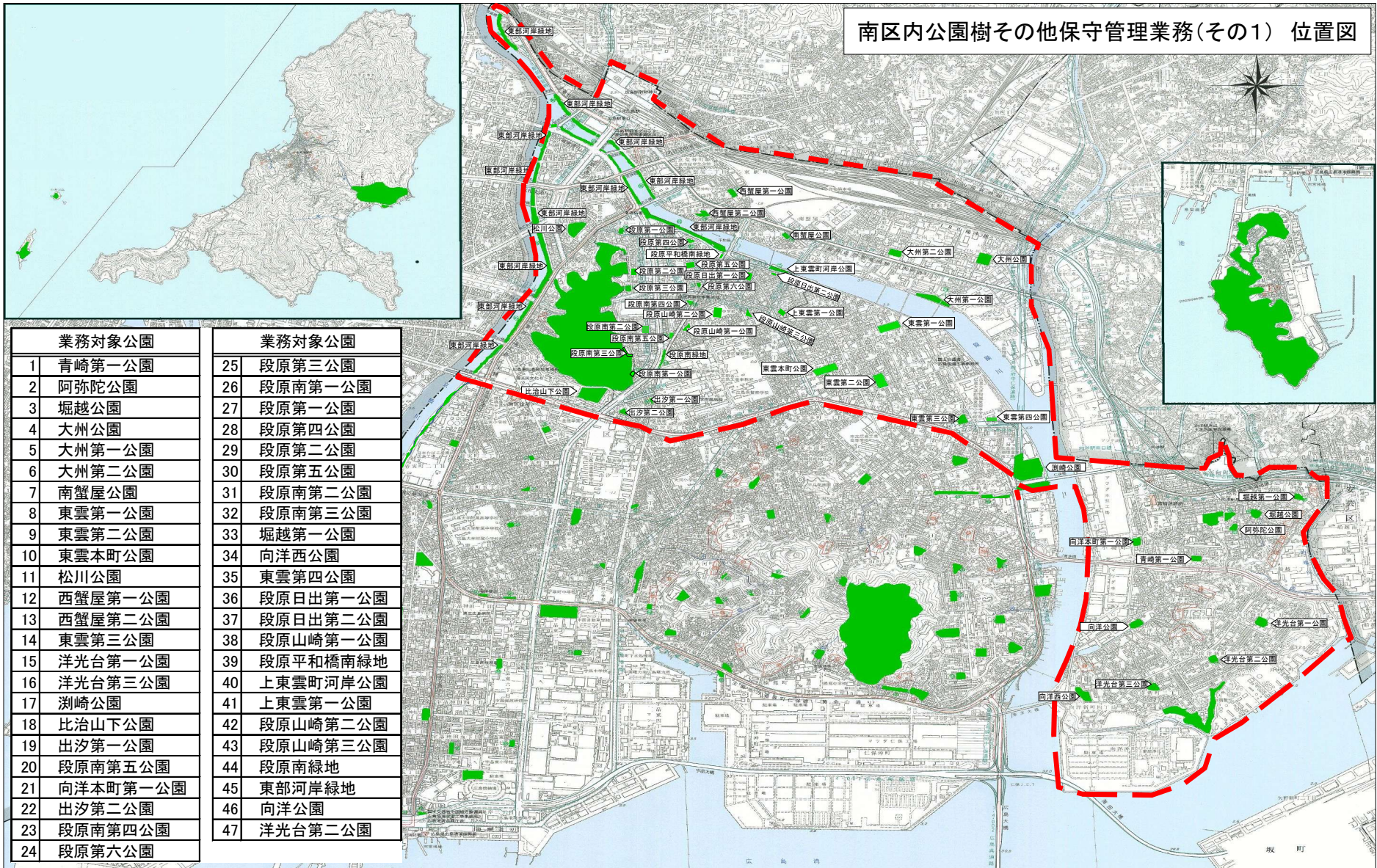
公園名	樹木せん定														除草		備考		
	高木 基本せん定 高生垣 (本)	刈込 イグサ H=250cm未満 (本)	フジ 年2回 (1回当り) (m)	低木寄植 年1回 (1回当り) (m)	低木寄植 年2回 (1回当り) (m)	中木寄植 H=60cm以上 150cm未満 年1回 (1回当り) (m)	中木寄植 H=60cm以上 150cm未満 年2回 (1回当り) (m)	中木円筒形 H=100cm以上 200cm未満 年1回 (1回当り) (本)	中木円筒形 H=100cm以上 200cm未満 年2回 (1回当り) (本)	中木円筒形 H=200cm以上 300cm未満 年1回 (1回当り) (本)	中木円筒形 H=200cm以上 300cm未満 年2回 (1回当り) (本)	生垣 H=150cm未満 年1回 (1回当り) (m)	生垣 H=150cm未満 年2回 (1回当り) (m)	生垣 H=150cm以上 300cm未満 年1回 (1回当り) (m)	生垣 H=150cm以上 300cm未満 年2回 (1回当り) (m)	手抜き 年3回 (1回当り) (m)		ハンドタイプ式 +肩掛式 年3回 (1回当り) (m)	肩掛式 年3回 (1回当り) (m)
21	向洋本町第一公園													12			400		
22	出汐第二公園				18		9									26			
23	段原南第四公園						8								42	8	141		
24	段原第六公園				9				1							9			
25	段原第三公園				17										21	17	440		
26	段原南第一公園				2									28		2	280		
27	段原第一公園				48											52	40		
28	段原第四公園		10		4	5	1									5	40		
29	段原第二公園				71								1		29	71	60		
30	段原第五公園				152		7									159			
31	段原南第二公園				31	3			1				16			34	80		
32	段原南第三公園				80			24						8	8	104	250		
33	堀越第一公園				34											34			
34	向洋西公園				39											39	430		
35	東雲第四公園				7											7	60		
36	段原日出第一公園				113									36		113	50		
37	段原日出第二公園				76									59		76			
38	段原山崎第一公園				100									81		100			
39	段原平和橋南緑地				48	62										110	500		
40	上東雲町河岸公園				90											90	109		
	小計		10		939	70	25	24		1	1			17	224	100	1,056	2,880	

南区内公園樹その他保守管理業務（その1）

(3/3)

公園名	樹木せん定														除草		除草(機械)		備考	
	高木 基本せん定 高生垣 (本)	刈込 イグサ H=250cm未満 (本)	フジ 年2回 (1回当り) (m)	低木寄植 年1回 (1回当り) (m)	低木寄植 年2回 (1回当り) (m)	中木寄植 H=60cm以上 150cm未満 年1回 (1回当り) (m)	中木寄植 H=60cm以上 150cm未満 年2回 (1回当り) (m)	中木円筒形 H=100cm以上 200cm未満 年1回 (1回当り) (本)	中木円筒形 H=100cm以上 200cm未満 年2回 (1回当り) (本)	中木円筒形 H=200cm以上 300cm未満 年1回 (1回当り) (本)	中木円筒形 H=200cm以上 300cm未満 年2回 (1回当り) (本)	生垣 H=150cm未満 年1回 (1回当り) (m)	生垣 H=150cm未満 年2回 (1回当り) (m)	生垣 H=150cm以上 300cm未満 年1回 (1回当り) (m)	生垣 H=150cm以上 300cm未満 年2回 (1回当り) (m)	手抜き 年3回 (1回当り) (m)	ハンドタイプ式 +肩掛式 年3回 (1回当り) (m)	肩掛式 年3回 (1回当り) (m)		
4.1	上東雲第一公園			9	41									29		41				
4.2	段原山崎第二公園				198									6		198				
4.3	段原山崎第三公園				115										34	115				
4.4	段原南緑地				49	41										90	350			
4.5	東部河岸緑地				3,751	1,350	943	360	10		4			40	14	6,955			ササは低く刈り揃えること、ヘデラは垂れ下がらないようにすること	
4.6	向洋公園				17	17		14								48	74			
4.7	洋光台第二公園			30	115									4						
4.8																				
4.9																				
5.0																				
5.1																				
5.2																				
5.3																				
5.4																				
5.5																				
5.6																				
5.7																				
5.8																				
5.9																				
6.0																				
	小計			39	4,286	1,408	943	374	10		4			79	48	7,447	424			
	合計	18	10	387	7,078	2,189	1,165	617	41	1	40	1	200	40	558	276	11,425	16,013	307	

南区内公園樹その他保守管理業務(その1) 位置図



業務対象公園	
1	青崎第一公園
2	阿弥陀公園
3	堀越公園
4	大州公園
5	大州第一公園
6	大州第二公園
7	南蟹屋公園
8	東雲第一公園
9	東雲第二公園
10	東雲本町公園
11	松川公園
12	西蟹屋第一公園
13	西蟹屋第二公園
14	東雲第三公園
15	洋光台第一公園
16	洋光台第三公園
17	湊崎公園
18	比治山下公園
19	出汐第一公園
20	段原南第五公園
21	向洋本町第一公園
22	出汐第二公園
23	段原南第四公園
24	段原第六公園

業務対象公園	
25	段原第三公園
26	段原南第一公園
27	段原第一公園
28	段原第四公園
29	段原第二公園
30	段原第五公園
31	段原南第二公園
32	段原南第三公園
33	堀越第一公園
34	向洋西公園
35	東雲第四公園
36	段原日出第一公園
37	段原日出第二公園
38	段原山崎第一公園
39	段原平和橋南緑地
40	上東雲町河岸公園
41	上東雲第一公園
42	段原山崎第二公園
43	段原山崎第三公園
44	段原南緑地
45	東部河岸緑地
46	向洋公園
47	洋光台第二公園